



In with fortune

ふんふん

YAMANASHI NANBU

2007年

2月
vol.46

目を覆いたくなる

この状況、ご存知ですか？



「不法投棄」は 大小に関係ない！

「不法投棄」と聞いて、どんなゴミを想像しますか？テレビや冷蔵庫などの家電製品、廃自動車や廃タイヤ等を思い浮かべる人が多いと思います。

しかし、このような大きいものだけが不法投棄ではありません。決められた場所以外に廃棄物を捨てる事が、全て不法投棄となります。スーパーやコンビニの袋、空き缶、タバコのポイ捨て等も、もちろん不法投棄です。

ゴミが勝手に片付いて ごみも思いつくぞめ？

不法投棄された廃棄物の処理は、廃



棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）によって、捨てた人を特定できない場合は、捨てられた土地の所有者や管理者が行つことになっていきます。見ず知らずの人が捨てた「ゴミ」を、土地の所有者がお金を出して処分しているのが現実です。

不法投棄は 5年以下の懲役又は 1,000万円以下の罰金

「自分の土地なら何でも捨てても良い。」と思っている人が多いようですが、大きな間違いです。自分の土地でも他人の土地でも、「ゴミ」を捨てる事は決して許されるものではありません。



廃棄物処理法では「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」となっていて、違反した場合には5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金又はこれらを併科（法人の場合は1億円以下の罰金）に処せられる等、厳しい罰則が設けられています。不法投棄の未遂行為も処罰の対象となり、不法投棄と同様の罰則が適用されます。

**それでもまだ、
ポイ捨てをする人が
います。**

軽い気持ちでタバコの吸殻や空き缶を道路や河川に捨てる人がいます。し

かし、考えてみましょう。もし自分の家の前に、見ている前でポイ捨てをされたら、どんな気持ちになるでしょう？「タバコは灰皿に」「ゴミは「ゴミ箱に」と言っただけの事が出来ない人がいるのです。片付ける人の事を考え、「みんな捨てているから、ばれなければ良い。」「自分が片付ける訳じゃない。」などと言っ自分勝手な考え方は絶対にやめて、きれいな町づくりをしていきましょう。

水道環境課からのお願いです。

不法投棄等の現場を目撃した時は、
水道環境課（☎66-3407）に、
連絡して下さい。

気を付けて下さい 家庭ごみ・廃棄物の野焼き禁止

家庭で行う無施設焼却、地面へ穴を掘った焼却、ドラム缶焼却、ブロック詰め焼却等の「野焼き」は、焼却時の温度の管理や排ガス対策が行われていないため、大量の黒煙や臭いが発生し、有害物質を抑えることができないので近隣に対し大変な迷惑をかけることになります。また、焼却する過程で、ダイオキシンと呼ばれる科学物質（環境ホルモン）が発生すると言われていて、健康への影響が非常に心配されるため、法律で禁止されています。

野焼き禁止の例外規定

1. 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
《例》河川管理のために伐採した草木等の焼却など》
2. 震災・風水害・火災・凍結害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
《例》凍結防止のための稲わらの焼却など》
3. 風俗習慣上または宗教上の仕事を行うために必要な廃棄物の焼却
《例》どんと焼きなど地域行事における廃材等の焼却など》
4. 農業・林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

《例》農業者が行う稲わら等や林業者が行う伐採した枝等の焼却など》
5. たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

《暖をとるためのたき火・キャンプファイヤー等を行う際の本くずの焼却など》

※近隣から苦情のでないよう気を付けてください。苦情の場合は中止してもらうこともあります。

※稲わら等の焼却でも家庭ゴミと一緒に焼却すると違反になります。

◎「野焼き」はやめて、「ゴミは分別し、決められた日に出すようにしよう。また、生ゴミ等を堆肥化するなど、「ゴミの減量化に努めよう。」

利用して下さい

- 古紙回収：年3回（無料）
 - 粗大ゴミ：年5回（50%補助）
 - 生ゴミ処理機購入費補助金：購入額の50%補助
- 環境にやさしい町づくりにご協力をお願いします

人権擁護委員

平成19年1月1日付けで法務大臣より人権擁護委員(3年任期)に委嘱されました。宜しくお願い致します。

(敬称略)

再任 遠藤 雄一 (内船上)
新任 佐野 武徳 (井出)

話題満載

なんぶの湯

早くも100万人突破

ホット一息 ここに集う

12月19日 「町営温泉なんぶの湯」の来館者が早くも100万人を突破しました。

平成11年5月に営業を開始して以来7年7カ月が経過しているこの日、川崎市からお越しの竹村隆さんご夫妻が、ちよとど100万人目のお客様となりました。記録達成に待機していた町長が「遠方から来ていただき、本当にありがたい。この温泉の良さを認めていただいたことに感謝します。」とあいさつをし、併せて花束と記念品を贈呈しました。

一度目は「ピタリ」、夫妻で「ニッコリ」

竹村隆さん、静香さんご夫妻は、川崎から富士山を眺めながら、電車を乗り継ぎご来館。玄関に入って「いらっしやいませ。おめでとございます。」と関係者に囲まれて、目を丸くする竹村さんご夫妻。今回はたまたま休みを利用しての来館だった。「この湯を目当てに、年5・6回。土曜日に来ることが多いです。」と言う。「えー、100万人目。」

すごい。ありがとうございます。「きれいで、湯量・種類が豊富な所が気に入っています。」と、竹村さんご夫妻は素直に喜んでくれる。聞けば以前にも別の施設で100万人の前後賞になった経緯があると言う。本当に幸運なご夫妻は、「今度は、家族をみんな連れて来ますよ。」と福福と笑った。



おめでとございます

図書館クリスマス会

奇抜な衣装に 目がまん丸

12月17日 作家の志茂田景樹さんを招いた「図書館クリスマス会」が総合会館で行われました。

会では、志茂田さんの著書「ぼんちとちりん」「そつのごともがみたゆめ」「なんねんぐじら」等の読み聞かせや、スクリーンに映された動画をバックに、自らがフルートの生演奏をして、訪れた親子を魅了しました。志茂田さんの奇抜な衣装、楽しいお話、感情のこもった読み聞かせに、いつまでも拍手が鳴り止まない、とても感動的なクリスマス会となりました。



絵本からでてきたみたい

カルタ大会

よし！この札だけは
ゆずれない

1月10日 恒例の「新春カルタ大会」が万沢中学校で生徒・教師が入り混じって行われました。

参加者は、リズムよく上の句が読まれると、耳を傾け、目はキョロキョロ、並べられたカルタに身を乗り出して、探していました。中には、「よしっ、待ってました」とばかりにカルタに手を伸ばし、満足げにガッツポーズをする等、真剣な中にも楽しいカルタ大会になりました。



いただきだー

校内書初め大会

白紙前に震える筆先



よしっ今だ ここだ

「校内書初め大会」が町内各小学校で行われました。

1・2年生が硬筆、3年生以上は毛筆で、各学年ともそれぞれの「お題」を、冬休み中の宿題で練習してきました。その成果を決められた時間内に書き下ろし、良いものを提出します。お邪魔した栄小6年生の教室も、静寂に包まれ、半紙の上をすべる筆の音だけが聞こえる緊張感あふれる書初めでした。特に、半紙へ筆を下ろす瞬間の真剣なまなざしが印象的でした。

町内駅伝大会

つなぐたすきに伝わる想い

1月28日 「町内駅伝大会」が行われ、町内外から参加した41チームがそれぞれの想いを込めた「たすき」をつなぎました。

当日は、役場本庁舎前で開会式を行い、佐野体育協会会長が「90年の歴史を持つ『駅伝』は、世界共通語になっている。心をつないで新春の南部町を楽しんでください。」と、選手を激励し熱戦の幕がきつて落とされました。距離が短縮された今大会は、小沢町長の合図によりアルカディアをスター



どっちも頑張れ



トし、全長14.1km、6区間のリレーで、予想通りの速いペースで行われました。

結果は、支部対抗の部で内船上チームが序盤から優位にレースを運び、昨年に引き続き優勝を収め、3連覇となりました。レース後、表彰式が行われ上位チーム・区間賞選手に表彰状と記念品等が贈呈されました。また、今年も、選手・関係者にトン汁が振舞われました。結果を確認しながら食べたトン汁の味はどうだったのでしょうか？大会に協力していただいた皆さん、応援をしてくださった皆さん、ありがとうございました。

支部対抗の部		オープンの部	
一位	内船上組チーム	富士宮RC	
二位	中央区チーム	芝川走乱会	
三位	文京区Aチーム	身延高野球部A	

●独身者の場合

給与収入	税源移譲前（単位:円）				税源移譲後（単位:円）			負担増減額
	所得税	住民税	計		所得税	住民税	計	
300万円	124,000	64,500	188,500	→	62,000	126,500	188,500	0円
500万円	258,000	163,000	421,000		160,500	260,500	421,000	0円
700万円	474,000	307,000	781,000		376,500	404,500	781,000	0円
1,000万円	966,000	553,000	1,519,000		868,500	650,500	1,519,000	0円

●夫婦二人の場合

給与収入	税源移譲前（単位:円）				税源移譲後（単位:円）			負担増減額
	所得税	住民税	計		所得税	住民税	計	
300万円	0	9,000	9,000	→	0	9,000	9,000	0円
500万円	119,000	76,000	195,000		59,500	135,500	195,000	0円
700万円	263,000	196,000	459,000		165,500	293,500	459,000	0円
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000		590,500	539,500	1,130,000	0円

※1 夫婦二人の場合、子供のうち一人が特定扶養親族に該当するものとしています。

※2 一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※3 住民税には、均等割は含まれていません。

※4 税源移譲前の所得税及び住民税には、定率減税額を差し引く前の金額となっています。

② 所得税と個人住民税の納付方法によって、税源移譲の影響が出る時期にズレがあります。

たとえば、サラリーマンの方のように、毎月の給料から税金を天引きされている方は、所得税の減少は平成19年1月の給料から、個人住民税の増加は平成19年6月の給料から、それぞれ実施されますので、税源移譲の影響は、税負担の減少が先行されます。

その一方で、事業をされている方は、個人住民税の増加は平成19年6月から、所得税の減少は平成20年3月の確定申告から、それぞれ実施されますので、税源移譲の影響は、税負担の増加が先行されます。

◆ 定率減税の見直し

定率減税とは、税額から一定の額を控除する措置です。

この定率減税の額は、平成17年度分までは所得割額の15%相当額(4万円が上限額)となっていました。平成17年度の国の税制改正により、平成18年度分は所得割額の7.5%相当額(2万円が上限額)となりました。

また、平成18年度の国の税制改正により、平成19年度分から廃止されることになりました。

●個人住民税（地方税）

平成17年度分	平成18年度分	平成19年度分以後
所得割額の15%を控除 (4万円を上限)	所得割額の7.5%を控除 (2万円を上限)	廃止

※ たとえば、所得割額が10万円の場合、平成17年度分については、所得割から控除される金額は15,000円(10万円×15%)でしたが、平成18年度分は7,500円(10万円×7.5%)となり、所得割額から控除される額が7,500円少なくなり、平成19年度分からは廃止されます。

・・・国から地方へ・・・平成19年から税源移譲によって

個人住民税が変わります

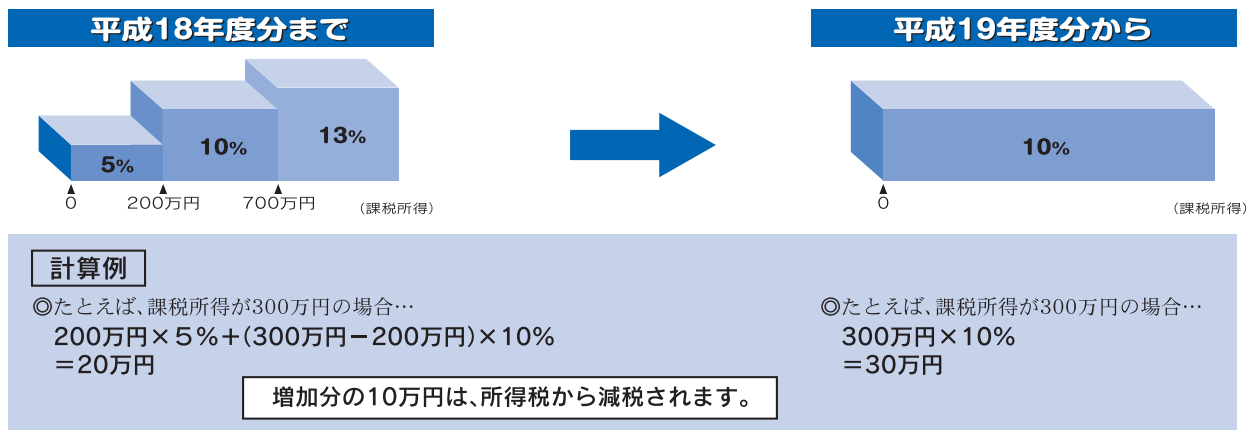
地方自治体が自主的に財源の確保を行い、住民にとって真に必要な行政サービスを自らの責任でより効率的に行えるよう、平成18年度の国の税制改正によって、国税である所得税の一部(3兆円規模)を地方税である個人住民税へ移すことになりました。

このことを税源移譲と言い、この税源移譲により、平成19年から、所得税と個人住民税の税額が変わります。

◆ どう変わるの？

個人住民税には、所得に応じてご負担いただく所得割と、みなさまに一定額を均等にご負担いただく均等割があります。

この所得割の税率が、現在の3段階(5%、10%、13%)から一律10%に変わります。

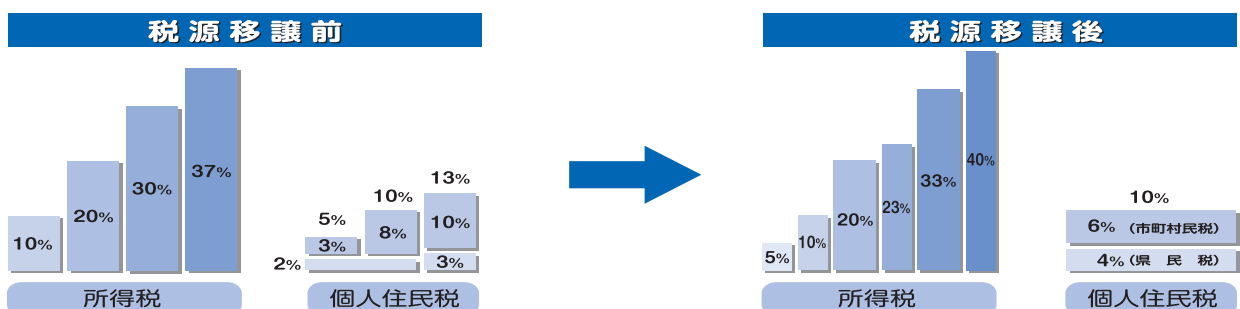


◆ 税源移譲のポイント

- ① 所得税は減少、個人住民税は増加となりますが、所得税と個人住民税を合わせた税負担は変わりません。

税源移譲による個人住民税所得割の税率を一律10%にすることに伴い、国の所得税の税率も現在の4段階から6段階に変わります。(下図をご参照ください。)

この結果、たとえば、課税所得200万円以下の部分は、個人住民税所得割の税率が5%から10%に引き上げられますが、その分、所得税の税率が10%から5%に引き下げられますので、所得税と個人住民税を合わせた全体の税負担は変わりません。



※ 個人住民税と所得税では、基礎控除や扶養控除などの人的控除額に差がありますので、両税を合わせた税負担に変動が生じないよう、この差額が調整されています。

所得税の確定申告・町県民税の申告が始まります。

2月16日
～3月15日

役場受付

本庁舎↓税務課 窓口
分庁舎↓1階会議室 エスカレーター奥

町県民税の申告につきましては、毎年みなさまのご協力をいただいておりますが、平成19年度（平成18年分）の申告書を提出していただく時期になりました。

この申告書は、あなたの町民税・県民税及び国民健康保険税の税額を正しく算出する基礎となり、所得証明など諸証明書発行に当って重要なものですから、3月15日（申告期限）までに必ず提出してください。

期間中は、所得税及び消費税（簡易課税のみ）の申告を受付けます。税務署から申告用紙が郵送されている方は、忘れずにご持参ください。

所得 税

○平成18年1月1日から平成18年12月31日までに生じた所得を申告していただきます。

○町民税・県民税は、平成19年1月1日現在居住していた市町村へ申告し、納税することになっています。

◎確定申告が必要な方

- ◇営業や農業などの事業を営んでいる方
- ◇地代や家賃収入などの不動産収入がある方
- ◇土地や建物売って収入を得た方
- ◇2ヶ所以上から給与を受けており、年末調整をしていない方
- ◇年末調整をされた方で給与以外の所得が20万円を超える方

◎還付申告ができる方

（所得税を源泉徴収されている方が対象です）
※預金口座番号、源泉徴収票が必要です

◇平成18年中にマイホームをローンで取得した方

- ・金融機関の年末残高証明書・契約書
- ・家屋の登記簿謄本・住民票等
- ◇多額の医療費を支払った方

・平成18年1月1日から12月31日まで支払った医療費の支払済領収書（受診者毎、医療機関別に分けて計算してください）

・高額療養費や生命保険などから補てんされた金額又は証明書等

◇年の途中で退職し、再就職していない方

◎国税庁ホームページで、確定申告書などの作成ができます。

<http://www.nta.go.jp>

◎自宅や事務所から、国税の申告等の提出や納税ができます。

事前に電子証明書の取得、届出書の提出他の手続きが必要です。

詳しくはe-tax ホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>をご覧ください。

町県民税

給与のみで勤務先から役場へ「給与支払報告書」が提出されている方や、所得税の確定申告をされる方以外の方

が対象となります。必要事項を記入し、提出してください。

申告が必要と思われる方には既に申告用紙をお送りしましたが、退職等により申告が必要なのに届いていない場合は、お手数ですがご連絡ください。

申告時に持参する書類等

- 一、町民税・県民税の申告書及び印鑑
- 二、平成18年分の源泉徴収票の原本（給与・年金収入のある方）
- 三、営業・農業等の事業所得、又は不動産所得のある方は所得計算ができる書類
- 四、平成18年中に支払った生命保険・個人年金・損害保険の支払証明書
- 五、平成18年中に支払った医療費の領収書（医療費控除を受ける方）

※生命保険の満期、シルバー人材センター、内職等からの収入は所得となりますので、必ず申告してください。

問合せ先

役場 税務課

☎66-3404（直通）

鰺沢税務署

☎0556-22-3191

申告をしないと…

*賦課資料がないため、所得（課税・非課税）証明書等の発行ができません。

*児童手当等が受給できない場合があります。

*国民健康保険税の軽減措置が受けられない場合があります。

注 意



納めていますか？

国民年金

国民年金保険料をきちんと納めていますか？

国民年金制度への不安や無関心などから、保険料を納めず未納のままにしているませんか？
国民年金には公的年金制度ならではの様々なメリットがあります。老後はもちろん、障害が残った場合や死亡した場合の保障を受けるためには保険料をきちんと納めていることが重要です。

平成17年度の南部町の年金保険料収納率は、県内で2番目に高い結果となりました（市町では1番目）。これは、多くの町民の皆さんが将来のことしっかりと考え、ささえあい制度である年金について理解されていることの現れではないでしょうか。



年金って払い損にならないのかな？



基礎年金の給付費の1/3（将来は1/2）は国庫つまり税金で負担していて、払った保険料を上回る給付が受けられる計算となっています。右のグラフのとおり、1985年生まれの方でも、納めた保険料の1.7倍以上の給付が受けられます。

また、国民年金を未納にしていると、国から受けられる負担金も放棄してしまうばかりでなく、会社などに勤めていた期間に納めた厚生年金までも放棄することになる場合もあります。

【1985年生】



【1955年生】



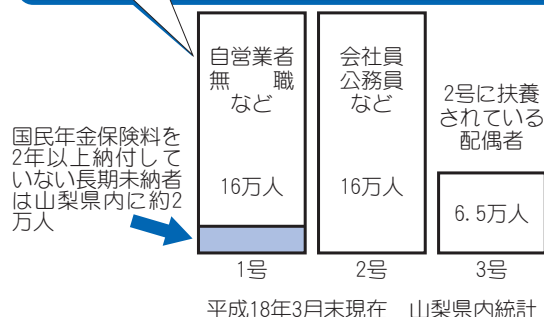
（注1）国民年金保険料を20歳～59歳までの40年間を納付し、平均余命まで年金を受給すると仮定

（注2）保険料および納めた年金額は、納めた保険料の総額と65歳以降に給付される年金の総額を賃金上昇率を用いて各世代が65歳になった時点の金額として算出し、その金額を物価上昇率で割り引いて現在価値（平成16年度）に置き換えたもの。（経済前提2009年～：賃金上昇率2.1% 物価上昇率1.0%）

本当にみんな年金保険料を払っているの？



国民年金第1号被保険者だけで見ると、長期未納者はおよそ20人に3人ですが、この割合を公的年金制度全体で見ると、20人に1人となります。つまり、大多数の方は年金保険料を納めていることになります。



60歳代の平均貯蓄額は1,546万円です、他の世代に比べると一番高くなっています。

しかし、仮に一年間に200万円の生活費で暮らすとしたら、貯蓄だけではたったの8年足らずで食いつぶしてしまいます。

実際に高齢者世帯の収入の7割以上は公的年金であり、高齢者世帯の96.5%が公的年金を受給しています。

老後になっても若いときの収入を維持することは難しく、終身給付の公的年金は欠かせません。右のグラフのとおり、20歳以上の大多数の方は、老後への準備を始めています。

○平成19年4月から保険料が月額14,100円となります。

国民年金保険料に関する問合せは…

竜王社会保険事務所 国民年金業務課 ☎055-278-1104
役場住民課 国保年金係 ☎66-3405

Information

情報

農地転用等をする場合、 農用地区域内に

あるか?・ないか?を
確認してください。

農地(田・畑)を、農地以外の
地目(宅地・雑種地など)として
利用するには、農業振興地域の整
備に関する法律(農振法)により
制限があり、自分の土地であつて
も自由に転用が出来ないことになっ
ています。

転用する場合には、あらかじめ
農用地区域からの除外(農振除外)
をしなければなりません。

今回、該当する農用地に転用の
必要性があり、かつ緊急性・実現
性が認められるものは、除外申出
を受付けます。

受付期間

平成19年3月30日(金)まで

(※但し、土・日曜日及び祝祭日
を除く。)

受付・問合せ

役場産業振興課 農政担当

☎ 64-4839 (直通)

提出書類

除外申出書、その他必要書類を
添付

※町のホームページから申出書を
ダウンロードできます。
(<http://www.town.nambu.yamanashi.jp/>)

社会保険相談所の開設

日 時 19年3月13日(火)

午前9時30分～午後4時

場 所 南部町森林組合

問合せ先 竜王社会保険事務所

☎ 055-278-1100

子どもの「きこえ」と 「ことば」の相談会

お子さまの「きこえ」や「ことば」
のことで不安はありませんか。少しで
も不安のある方はぜひご相談ください。
言語聴覚士や専門の教員がご相談に応
じます。

日 時 3月21日(水)～3月22日(木)

午前9時～午後5時

場 所 県立ろう学校 幼児指導室

(山梨市大野1009)

相談内容

1 お子さまの「きこえ」と「こと
ば」に関する悩み相談・かわ
り方のアドバイス

2 聴力測定

3 補聴器調整 など

申込方法 事前に電話かFAXで日時
を予約してください。

問合せ先

TEL 0553-22-1378

FAX 0553-22-6419

E-mail sodan@rogakokaied.jp
(この学校「きこえ」と「ことば」の相談
支援センター」雨宮・金子)

「認知症介護ホットライン」を ご利用下さい

認知症介護経験者が、電話をとおし
認知症の方を介護されているご家族の
様々な悩みにお答えします。

相談電話番号

TEL 055-251-0001

(福祉プラザ内)

相談日

毎週金曜
午前9時～午後4時

(年末年始、祝日除く)

相談対象

認知症高齢者の介護者等

問合せ

TEL 055-223-1450

FAX 055-223-1469

高齢者総合相談センターの 活用について

高齢者やその家族が抱える悩みごと
をお気軽にお寄せ下さい。専門家が相
談に応じます。

相談内容 生活・職業、介護・看護、
法律等

相談方法

電話、面接
その他 相続、契約、金銭貸借など
法律に関することは弁護士
が無料で相談に応じます。
(要予約)

問合せ

山梨県高齢者総合相談センター

TEL 055-254-0110

県長寿社会課

TEL 055-223-1450

FAX 055-223-1469

農業セミナー参加者募集

農業を基礎から学びましょう

会 場 南部町総合会館

西八代合同庁舎

対象者 直売所等へ出荷する等、意
欲ある方

定 員 各会場15名程度

申込期間 平成19年3月15日まで

参加費 無料

申込・問合せ

峡南農務事務所 農業農村支援課

☎ 055-240-4131



関東電気保安協会
<http://www.kdh.or.jp>

戸籍の窓口

おめでた・おくやみ

12月1日～12月31日受付分（敬称略）

《誕生》 おめでとうございます

地 区	子の氏名	性別	保護者
南 部 仲 町	にの みや しょう ご 二 宮 彰 梧	男	順

《婚姻》 いつまでもお幸せに （旧地区・姓）

地区	夫の名前	地区	妻の名前
文京中島	仲 亀 祐 也	甲 府 市	竹 内 朝 美

《死亡》 おくやみ申し上げます

地 区	氏 名	年齢	喪 主
柳 島 片 葉	萩 原 拓 三	77歳	拓 己
南部北坂団地	志 村 民 江	61歳	光 一
南部昭和町上	木 内 康 男	80歳	勤
大 和 原 戸	木 内 うめこ	90歳	利 明
大 和 笠 向	佐 野 隆 利	93歳	哲 雄
内 船 中 居 里	近 藤 園 枝	80歳	宏 明
内 船 中 西 芦	沢 志 げ の	98歳	理 司
内 船 下 寄 畑	近 藤 哲 也	73歳	百合子
井 出 八 木 沢	齊 藤 衛	62歳	菊 好
井 出 上	渡 邊 さわ子	82歳	竹 市
十 島 中	遠 藤 き ぐ	96歳	正 道
朝 日 越 渡	遠 藤 俊 男	65歳	圭 吾
元 宿 平 山	望 月 米 子	93歳	正 敬
富 士 見 横 沢	佐 野 盛 正	71歳	公 子

人口 10,035人 男 4,926人 女 5,109人
世帯数 3,389世帯 （平成19年2月1日現在）

3月 ゴミはこの日に

一 可 燃 ゴ ミ
南 部 地 区 毎週月・木曜日
徳間・八木沢・佐野地区 毎週木曜日
富 沢 地 区 毎週月・金曜日

一 燃えないゴミ・空き缶・衣類一

睦 合 地 区 6日
栄 地 区 13日
徳間・八木沢・佐野地区 8日
富 河 地 区 20日
万 沢 地 区 27日

一 無色・茶色・その他のビン一

睦 合 地 区 3日
栄地区（徳間・八木沢を含む） 10日
佐 野 地 区 8日
富 河 地 区 17日
万 沢 地 区 24日

一 直接持ち込み一

月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
午前9時～11時30分・午後1時～4時

ゴミの分別方法等については環境センター発行のポスターおよび日程表をご確認いただくか電話でお問い合わせください。

○環境センター ☎67-3619

イベント

- 卒業式 3月13日(火) 各中学校
- 卒園式 3月20日(火) 各小学校
- 3月24日(土) 富河・万沢保育所
- 3月26日(月) 睦合・栄保育所
- バドミントン教室 中学生以下 2月13・15・20日 午後7時30分 富中体育館
- 高校生以上 2月19・22・26日、3月1・5日 午後7時30分 万中体育館
- リズム体操教室 3月6日(火) 午後7時30分 総合会館講堂
- ウォーキング教室 3月23日(金) 県外予定

図書館

- 南部図書館 ☎62-9292
- ひなまつり お話し会 3月3日(土) 午後1時30分 図書館ボランティアのんたんの会
- 乳幼児お話し会 3月7日・14日・28日(火) 午前10時30分 高年齢者お話し会
- 3月30日(金) 午前10時30分 図書館ボランティアほたるの会
- 富沢図書館 ☎66-3278
- 乳幼児のおはなしの部屋 3月7日・28日(火) 午前10時30分 手遊び・紙芝居・本の読み聞かせなど
- リトミック教室 3月14日(火) 講師 万沢在住 鍋田真紀子先生
- 折り紙教室 3月17日(土) 午後1時30分 お話と折り紙

3月19日～3月23日
南部・富沢館ともに臨時休館

3月の保健教室カレンダー

開催日	教 室 名	時 間	場 所
1(木)	3種混合予防接種	受付 午後 1:15～ 1:45	活性化センター
6(火)	すくすく教室(中期)	午前 9:30～11:30	活性化センター
7(火)	2 歳 児 健 診	受付 午後 1:00～ 1:30	健康管理センター
7(火)	3 歳 児 健 診	受付 午後 1:00～ 1:30	健康管理センター
7(火)	ふれあいリハビリ相談	受付 午後 1:00～ 3:00	ふれあいサロン
14(火)	すくすく健 診	受付 午後 1:00～ 1:30	活性化センター
14(火)	ふれあいリハビリ相談	受付 午後 1:00～ 3:00	ふれあいサロン
28(火)	特 別 乳 児 健 診	受付 午後 1:45～ 2:45	健康管理センター
28(火)	ふれあいリハビリ相談	受付 午後 1:00～ 3:00	ふれあいサロン



『雲』

「雲の名前」は、国際気象会議（1894年、スウェーデン）で決められた10種分類法に基づいて決まっています。

この日の雲は、中層雲（2,000～7,000m）の内の高積雲（通称：ひじ雲）に分類されるようです。

豆まき

この「鬼」?? 誰だー（表紙）

2月2日 町内保育所で「豆まき」が行われました。

勢いよく登場した「鬼」に、驚いて泣く子、逃げる子、大騒ぎ。中には、ひるまず「鬼はーそこー」と、豆をぶつけていました。



広報 なんぶ
編集：南部町役場 総務課

URL <http://www.town.nambu.yamanashi.jp/>

山梨県南巨摩郡南部町富士28505番地2
TEL(0556)66-2111 FAX(0556)66-2190